

令和8年5月15日

第2回羽島市議会臨時会議案

## 議案要綱

目 次

承第 2号	専決処分の報告並びにその承認について（専第3号 羽島市税 条例の一部を改正する条例について）……………	3
承第 3号	専決処分の報告並びにその承認について（専第4号 羽島市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例について）……………	4

# 要綱 1

## 承第2号

### 羽島市税条例の一部を改正する条例要綱

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、次のとおり羽島市税条例の一部を改正する条例（令和8年羽島市条例第16号）を専決処分により定めたので、報告し、その承認を求める。

#### 1 軽自動車税に関する事

軽自動車税の環境性能割を廃止し、従来の種別割を軽自動車税とし、あわせて関係規定を整備することとした。（第2章第3節関係）

#### 2 市民税に関する事

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を延長することとした。（附則第6条関係）

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を延長することとした。（附則第15条の2関係）

#### 3 固定資産税及び都市計画税に関する事

固定資産税及び都市計画税について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を法改正にあわせて規定することとした。（附則第8条の2関係）

#### 4 その他

(1) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(2) この改正は、令和8年4月1日から施行することとした。

(3) 所要の経過規定を設けることとした。

## 要綱 2

### 承第 3 号

#### 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 8 3 号)の公布に伴い、次のとおり羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和 8 年羽島市条例第 1 7 号)を専決処分により定めたので、報告し、その承認を求める。

- 1 基礎課税額(以下「基礎分」という。)及び子ども・子育て支援納付金課税額(以下「子ども分」という。)に係る課税限度額の設定に関する事(第 2 条及び第 2 2 条関係)
  - (1) 基礎分の課税限度額を地方税法施行令に定められた限度額とし、6 6 万円から 6 7 万円に引き上げることとした。
  - (2) 子ども分の課税限度額を地方税法施行令に定められた限度額とし、3 万円とすることとした。
- 2 国民健康保険税の減額における軽減判定所得の拡大に関する事(第 2 2 条関係)
  - (1) 5 割軽減措置に係る軽減判定基準の算定において、被保険者 1 人あたりの加算額を 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に引き上げることとした。
  - (2) 2 割軽減措置に係る軽減判定基準の算定において、被保険者 1 人あたりの加算額を 5 6 万円から 5 7 万円に引き上げることとした。
- 3 その他
  - (1) その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - (2) この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
  - (3) 所要の経過規定を設けることとした。